

「平和のうちに生存する権利」保障の大切さ

——檀国大学・交流訪問記——

古川 純

1 はじめに

(1) 私は、社研の『アジアにおける平和保障』研究グループの一員として韓国（ソウル、慶州、釜山）を訪問したが、これは1992年9月の韓国訪問（ソウル・李花大学、憲法理論研究会＝憲理研と韓日法学会の国際交流研究会参加）以来2回目である。4年前は、今回も訪問メンバーの一員である石村 修所員（憲理研会員）とともに「板門店」（パンムンジョム）の朝鮮戦争休戦会議場（軍事停戦委員会会議場）の見学をし、ブルーの国連旗をつけたジープに先導されるバスで軍事分界線（休戦ライン）をはさむ南北非武装地帯付近の見学をしたが、その当時は南北朝鮮国連一括加盟（1991.9）の後でもあり緊張感は全くなく、休戦会議場内の見学中には北側の警備兵が会議場棟外のライン付近まで来て窓越しに見学者の記念写真と一緒におさまる光景もあった。米韓双方の警備兵の交代時の厳しい雰囲気・行動も、何となく見学者向けのパフォーマンスのように感じられた。当時の通訳の話では、見学ができるのは（見学者に同行できる韓国人の通訳を除けば）外国人のみであって、韓国人は普通、途中の統一展望台まで来て、遠く望郷の思いにふけることが許されるだけということだった。今回は「板門店」見学の計画はなかったが、例の北朝鮮の潜水艦座礁とその乗組員の韓国上陸・銃撃戦事件の影響を受けた南北間の軍事的緊張のために「板門店」見学は無理だろうと思って、到着後すぐに旅行社の通



右から樋口、古川、木幡、曾我、尹総長、姜教授、石村、森川（1997.12.20）

訳の方に聞いたところ、「いえ、大丈夫見学できますよ、希望しますか」といわれたのにはやや拍子抜けの感じがした。事件直後に韓国の金 泳三大統領が激しい北非難の声明を発したことや、連日のように日本のテレビで（また雑誌で）重武装した韓国兵による北乗組員の搜索・銃殺の状況が報道されたりしたので、日本では北のおどろおどろしい一大武装ゲリラ・テロ事件という印象が強く流布したように感じたが、休戦協定の当事者として駐留する変則的な「国連軍」に責任を有するアメリカがきわめて冷静な対応だった上に、間もなく北朝鮮は事件を遺憾とする放送を流すことで陳謝の意を表明して一件落ち着いたので、実はあれは韓国内でも偶発的座礁事故であったという事実は市民に知られていたのではないだろうか。「板門店は大丈夫見学できますよ」という答えを聞いてふと感じたわけだが、「アジアの平和」を朝鮮半島の南北関係において考える場合に、こうした情報が韓国や日本で政治的に消費される、され方に十分注意しなければならないのではなかろうか、と思った次第である。

(2) 共同セミナーの前に檀国大学総長（日本の大学制度でいえば学長）の尹弘老（YOON HONG-RO）先生を表敬訪問し、姜太勲（KANG TAE HOON）先生（政経大学〔日本の制度では政経学部〕・政治外交学科教授）の通訳でいろいろお話を伺ったが、印象的だったのは、尹先生の指摘する21世紀に向かう東北アジアのNew Triangle=BESETO（Beijin-Seoul-Tokyo）の構想であった。Tokyoの資本力—Seoulの技術力—Beijinの労働力によって開ける広大な東北アジアの市場圏は、儒教—漢字文化圏として強力な基底をもつように思えるが、しかし日中・日韓の間に横たわる歴史的過去は克服できるのであろうか。尹先生のお顔はきわめて明るく、その問題はSeoulをまさに新しい頂点とすることで解決できると考えておられるように思われた。

(3) 檀国大学での共同セミナーで、姜太勲先生は日韓関係に横たわる諸問題に関するご報告の中で、日本政府による北朝鮮への人道的な食糧援助が韓国政府との事前の協議なしに行われた問題を指摘されたあとで、「日本政府は南北分断の現状のほうが日本の国益に合致すると考えているのではないか」（朝鮮半島〔韓国では「韓半島」という〕の統一を日本政府は望んでいない）という見解（韓国の市民の間でも共有されているとのこと）を述べられた。私は日本の市民の一人としては、ドイツ型の統一となるかどうかの問題は別として、朝鮮半島の南北統一はこれからのアジア—とくに東北アジア地域の平和にとって日本政府も取り組むべき大きな課題の一つであり、また36年間の植民地統治後の朝鮮の分断・独立に対しまさに日本政府には一定の責任があると考えてきたので、どのように意見を述べたらよいのか考えているうちに時間が来てしまい、結局これについては何も言わずに終わってしまった。よく考えてみると私には、何が「日本の国益」になるかという枠組みよりも、何が東北アジア地域の人々の「平和益」になるかという文脈において状況をとらえる思考の型が身に付いているように思われる。厳し

い国際政治の現実のもとでは、日本政府の態度やメッセージの一つ一つが韓国の市民にどのように受け取られるか、受け止められたものとしての見解を鏡として、政府のみならず自分の態度をも客観的に認識する必要があると思った次第である。

以下は印象記にすぎないが、断片的な印象こそ示唆的なものかもしれない。

2 日本文化の中の「韓国文化」？

共同セミナーの後、近くの韓国レストランで招待懇親会が催され、所用のため出かけられた姜先生を除き、セミナーに出席された李光周（LEE KWANG JOO）先生（経営大学院長、商経大学長＝日本の制度では商経学部長）、高承禧（KOH SEUNG-HEE）先生（商経大学＝日本の制度では商経学部教授）、黄明水（HWANG MYONG-SOO）先生（経済学科教授、幼稚園から大学まで日本で教育を受けられたのでその日本語はネイティブのものといってよい）の3先生と親しくお話をすることができた。李先生とは時々英語で、2名の先生とは日本語で話をするという会話だったが、そこで思い出した4年前の出来事がある。先にふれた憲理研の韓国訪問・国際交流セミナーと一緒に最高裁や国立中央博物館（旧朝鮮総督府）をまわって通訳をされた韓国の大学の先生（一橋大学に留学経験）が、昼食をとりながらの談話の最中に急に怒りはじめて、まわりにいた私たちに「どうしてあなた方は韓国に来ているのに日本語だけで話しているのか、韓国に来るならば韓国の言葉を勉強してくるべきではないのか、なぜ私が日本語で話さなければならないのか」と大声で言われた。尤もなことで一同、言葉もなくシュンとしていたが、それ以上の事態にはならずに終わったことがあった。今回は人数も少なく、また提携校同士という関係もあり、いざとなれば樋口 淳所員に通訳をお願いできるという安心感もあってか、無自覚に日本語の会話の世界が出来上がってそこに安住してしまったような感じがする。楽しく交流を深めることができたことについては、姜先生を含め4先生に深く感謝しなければならぬと思う。

どの先生からのお話だったかは覚えていないが、韓国社会に流通する“すべての日本文化・韓国（朝鮮半島）起源論”のなかで、最近、「平仮名も朝鮮の古い高麗時代に起源がある」という説のあることをお聞きした。その真偽のほどは言語学者などの研究に待つしかないが、その説の背後にある文化的な構え方には何か釈然としないものを感じた。

往きの機内で読んでいた『地球の歩き方 韓国』（1996.6、1996-1997版、ダイヤモンド・ビッグ社）のなかに日本文化と異なる韓国での食事作法上の注意書きがいろいろとあった。「器 [クックルッ] を持ってはいけません」（最初に汁物に口をつける、ご飯や汁の入った器を手にとったり直接口につけるのは行儀が悪い）、「箸 [チョッカラク] を使ってはいけません」（ご飯を食べるときも汁物を飲むときもスプーン [スッカラク] を使う、箸（チョッカラク）はキ

ムチなどのおかずをつまむときに使う、箸を使うと水が外に流れるからといって嫌う)、「汁物の中にご飯を入れる」(日本ではご飯に味噌汁をかけるのは行儀が悪いと言われるが)、「女の人が男の人にお酒をついではいけません」(儒教の教えが厳しい、女がお酒をつげるのは父親や主人など身内の人だけに)、「お酒のつぎたしはいけません」、「お酒をつぐときは肘に手をかけます」(左手を右肘にかけ必ず右手でつぐ、儒教の伝統のため目上の人の前では飲酒を遠慮する、勧められて飲むときは少し顔を横に向けて飲むのが礼儀)。箸については同書によれば、かつて日本統治下の朝鮮の家庭できわめて当然のように話されていた言い伝えに次のようなものがあるという。『大昔、倭奴〔注、ウェノム〕(日本人のこと)の奴らは手でものを食べていたのだが、気の毒に思った俺たちの祖先が、はしの使い方を教えてやったのさ。え、そのときなぜスプーンの使い方まで教えてやらなかったのかって!? そりゃ当然だろ、奴らにはスプーンは分不相応じゃねえか』。だから、韓国にはスプーンがあるが、日本にはスプーンがないのだと。(85頁)これは、今では一種のエスニック・ジョークだと理解してもいいのだろうが、(日本統治下の住民感情があふれている)食事の作法を含めた韓国・朝鮮の文化的優越性を物語ろうとする話だ。日本統治下の皇民化教育や創氏改名に対して、朝鮮の文化的優越性を語り合いながら庶民がひそかにバランスをとった話ではなかっただろうか。平仮名は弘法大師の「いろは48文字」にはじまり(?)平安女流文学のもの、とばかり思っていた私は(漢字・カタカナ・平仮名を使い分けて異文化を翻訳・吸収する日本語の利便性・合理性を肯定するが)、“平仮名・高麗起源説”に反論するものを持ち合わせていないのは当然であるが、食文化にも大きな違いのある日韓両国の文化の関係をいまなおこうした枠組みで論じることにはやはり釈然としないものを感じたのである。

3 景福宮・閔妃殉難碑・パゴダ公園

私たちは檀国大学訪問に向かう前に景福宮(キョンボックン)からパゴダ公園(3・1独立宣言文紀年碑)まで歩き、日本統治下の日朝関係の基本にふれる場所を訪れた。光化門(カンファムン)と景福宮の間に立ちはだかり、朝鮮の主権を否定するために李王朝の王宮を民衆の目から遮って建てられた(1916年着工、1925年竣工)旧朝鮮総督府一国立中央博物館は、懸案であった撤去問題に関する金泳三大統領の決定により、1995年8月15日(光復節)から撤去作業が開始され、私たちが訪れたときには既に総督府を象徴するドームの部分はなく扉に囲まれた中で建物解体工事が進行中であった。同時に「日韓併合」以前から日本の植民政策で破壊された景福宮の各宮殿の復元工事が行われており、1999年までには完成予定ということであった。今回、樋口所員の示唆で初めて訪れることができたのは、歴史上有名な閔妃(ミンピ)暗殺事件の現場(景福宮の奥の乾清宮)の跡に建立された「明成皇后〔閔妃の諡〕殉難碑」とそ

の傍らの「閔妃遭難図」である。『旅行ガイドにないアジアを歩く 韓国』（君島和彦・坂井俊樹・鄭在貞、1995、梨の木舎）によれば、「ここまで訪れる日本人は少なく、最近やっと景福宮入口付近の案内板にも遭難図の場所が載せられるようになった」（18頁）ということである。遭難図には1895年10月8日早朝行われた（公使・三浦梧楼指揮の）日本人大陸浪人と壮士による閔妃暗殺の瞬間と、殺された閔妃の遺体を近くの松林の中で焼却する場面が色彩鮮やかに描かれており、私たちは韓国の史劇やドラマで繰り返し演じられる近代日朝関係の歴史的原点（一国の王妃を外国の公使が糸を引いて暗殺するという許すべからざる主権侵害）をまさしくその現場で認識した。

つづいて仏教の大圓覚寺跡のパゴダ公園で、ここを発祥の地とする独立運動において1919年3月1日に発せられた「3・1独立宣言文」の紀年碑と33名の署名者の筆頭に名前のある孫秉熙（ソン・ビョンヒ、東学〔東学党の乱＝1894年の甲午農民戦争〕を継承する天道教の創始者）の像を見た。公園の奥、4分の1周位に渡り朝鮮半島の9道・済州島で闘われた独立運動を描く有名な10枚のレリーフ（1967年設置）が並んでいる。前掲書『韓国』（梨の木舎）によってレリーフの説明文を見ると、京畿道水原の堤岩里において日本軍1個小隊がキリスト教徒・天道教徒をキリスト教会に追い込み、女性・子どもにも銃を乱射して教会に火をつけ焼き殺した場面などが描かれているようだ。ここもまた近代日朝関係を考える歴史的原点の一つである。パゴダ公園は冬の陽だまりに集って憩う老人たちの交流の場だそうだが、私が先の孫氏の像の説明をハングルも分からず読んでいたところ、側にいた老人が孫氏の名前の漢字での書き方と読み方を教えてくれたのにはひたすら感謝の気持ちで一杯という思いであった。

4 共同セミナーのコメント

檀国大・商経大学長室での共同セミナーは、曾我英雄所員（研究グループ代表）の英文レポート“The basic conditions for the peaceful relations between Korea and Japan”で始まり、若干の意見交換の後、私の英文メモによるコメント（別掲）と李先生からのコメントがあり、最後に姜先生の日本語による報告（本号に英文で寄稿）が行われた。私のコメントの趣旨は、曾我所員の報告の基調にある「民衆の間での平和の確保」に関連して、日本国憲法前文にあるすべての人の「平和のうちに生存する権利」の重要性を強調することであった。たまたま1996年11月に憲法研究者たちがよびかけた「日本国憲法公布50周年フォーラム」で講師の一人として講演いただいた金 敬得（キム・キョンドク）弁護士のお話の中で、印象深かったことがあったので、コメントではそれを簡潔にまとめて紹介し、私の感想を付け加えた。

金弁護士は、在日韓国・朝鮮人として司法試験合格後、最高裁と司法修習生採用について国籍問題で争い、1977年に初めて特例で修習生として採用され弁護士になった方である。その後、

在日で修習生になり弁護士となった方は10数名を越える。金弁護士は、日本国籍をもたない在日韓国・朝鮮人にとっての日本国憲法の意義について述べ、とりわけ前文の「平和のうちに生存する権利」が在日にとってもっている意義を強調された。すなわち、在日韓国・朝鮮人にとって戦時や非常事態における人権と生存の脅威のモデルは、関東大震災時のデマで広がり軍隊・警察・自警団によって行われた朝鮮人虐殺事件である。金弁護士には日本人社会の構造への根源的不信感がある。日常的には普通の顔をして暮らす日本人もいったん戦争に突入したり、戦争の危機に直面したりした場合に、国家も民衆も在日に対して剥く恐れのある牙は、人権保障以前に在日の生命を奪いかねない。朝鮮半島における軍事的危機はこの牙を、悪夢を呼び出しかねない。したがって憲法前文の「全世界の国民の平和のうちに生存する権利」は、日本国民にとってよりも在日が日本社会で生きる上での不可欠の人権だ。平和を人権として保障する、日本社会に居住する「全世界の国民」の「平和のうちに生存する権利」は、最も根本的な権利と言わなければならない。金弁護士のお話の要点を私の理解したようにまとめるところのこと

とだったと思う。在日の金弁護士からお聞きした思いがけない日本国憲法の意義は、はたしてセミナーで檀国大学の先生方にうまくお伝えすることができたのだろうか。

5 おわりに

「アジアにおける平和保障」のテーマにとって、近代に限られない日韓・日朝関係の歴史への理解が不可欠である。というわけばかりでもないが、新羅の旧都・慶州（キョンジュ）—とくに奈良（コリア語で「ウリ・ナラ」=わがくに）によく似ているといわれる古墳公園周辺の散策と慶州博物館見学、関釜フェリーの町・釜山（プサン）の街並ウォッチング—とくにチャガルチ市場（シジャン）の散策は、特別に記憶に残るものとなった。曾我所員は、釜山の地下鉄駅の釜山鎮（プサンジン）近くの水晶洞（スジャンドン）



水晶洞の市場に立つ曾我所員

にあった旧国鉄官舎で1940年に出生し4歳まで住んでいたということなので、私たちは曾我所員の記憶に即してその場所を訪ね歩き、釜山鎮市場の奥にあったそれらしき場所に行きついた。その時の曾我所員の何となく複雑な感想を共有できたように思う。本来であれば諸々の想いを乗せて日韓をつなぐ関釜フェリーで日本に戻るのが今回の訪問の結びにふさわしかったように思うが、旅程や費用の都合で空路ソウルに戻り、金浦（キムポ）空港から成田へと帰った。

私の次の訪問希望地は、百済の旧都で金 大中氏の故郷・光州（クワンジュ）と済州島史上最悪の住民虐殺事件となった「済州島4・3事件」（1948年4月3日人民武装隊の一斉蜂起と集団虐殺事件）と海女の島・済州島（チェジュド、参照、「済州島・ニッポンに一番近い島」野村 進『コリアン世界の旅』[1996.12、講談社]）である。なお、竹島＝独島（トクド）帰属問題があるが、韓国の焼酎（ソジュ）に「独島」ラベルのものがあったのには驚き、慶州のスーパーで購入して大事に保管している。